

特定事業活動振興計画の概要

令和3年4月20日 決定・提出
令和8年4月 1日 変更・提出

趣 旨

- 福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）に基づき、福島県内において、事業者が農林水産業や観光業等で根強く残る風評被害による経営への影響に対処するために行う事業活動を振興するために作成する計画である。

構 成

1 計画の位置付けと目的

- 法第74条第1項に基づく計画。特定事業活動（※1）の振興を図ることにより、農林水産物等の販売や県内への観光誘客の促進につなげ、本県における原子力災害からの産業の復興及び再生を一層推進することを目指す。
 - ※1 個人事業者又は法人であって法施行規則第34条で定める事業分野に属するものが、特定風評被害（※2）がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動
 - ※2 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷
- 特定事業活動を実施する事業者が指定を受けた後、当該特定事業活動を実施することにより課税の特例が適用。
- 県は、特定事業活動の振興を図るための施策を総合的に講じ、各市町村と連携し、全力で原子力災害からの産業の復興・再生に取り組む。

2 特定事業活動振興計画の目標及び期間等

(1) 目標

今もなお、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因して、農林水産業や観光業を中心に風評の影響が根強く残り、本県の産業に影響を及ぼしている。このため、目標を次のとおりとする。

- ア 農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓
- イ 観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進

(2) 期間

令和8年度から令和10年度までの3年間

(3) 対象業種

農林水産業、観光関連産業ごとに定める

3 特定事業活動の振興を図るため実施しようとする措置等

農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓や観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進に資する特定事業活動の振興を図るため、国や市町村等と連携して取り組む。

- (1) 農林水産関連産業
 - ア 農林水産物等の信頼回復
 - イ 農林水産物等の付加価値向上
 - ウ 農林水産物等の販路回復・開拓
- (2) 観光関連産業
 - ア 観光資源の魅力増進
 - イ 観光誘客・交流の促進

4 特定事業活動を実施する事業者の指定等に当たって

特定事業活動を実施することにより課税の特例の適用を受けようとする事業者は、特定風評被害により生じる課題の解決等に資する特定事業活動指定事業者事業実施計画を作成する。

★法施行規則第34条（法第74条第1項の復興庁令で定める事業分野）

- 一 農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業
- 二 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の福島における観光の振興に資する事業

★対象地域・・・県内59市町村

（参考）課税の特例措置の内容

【国税の課税の特例】

① 機械等に係る特別償却等（※特別償却と税額控除は選択適用）

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	即時償却	15%
建物・附属設備、構築物	25%	8%

※ 地方税の課税の特例については、県、市町村の条例において別途定める。

② 特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除

福島県内の事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除

（注）①機械等に係る特別償却等と②特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。